

R 8 池田高等学校 グラウンド改修工事（企育）

通し番号	図面番号	図 面 名	通し番号	図面番号	図 面 名
01	A-00	表紙・図面目録			
02	共-01・02	営繕工事共通仕様書(1)(2)			
03	共-03・04	営繕工事共通仕様書(3)(4)			
04	共-05・06	営繕工事共通仕様書(5)(6)			
05	建特-01・02	建築工事特記仕様書(1)(2)			
06	建特-03・04	建築工事特記仕様書(3)(4)			
07	A-01	配置図・付近見取図・参考工程表			
08	A-02	現況高平面図			
09	A-03	現況平面図(コンタ入り)			
10	A-04	造成平面図			
11	A-05	横断図・土工計算書			
12	A-06	改修平面図・各種詳細図			
13	A-07	詳細図			

課 長	副 課 長	課長補佐	主査兼係長	係 長	課 員	担 当

				工事名	R 8 池田高等学校 グラウンド改修工事（企育）	図面番号	A-00	鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙888-3 管理建築士1級198828号 鎌倉和敏
				設計	R7.9	図面名	表紙・図面目録	
				竣工		縮尺	NO SCALE	

②　過積載による違法運行の防止

- 受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。
- ・積載重量制限を超えた土砂等の積み込みは行わないこと
- ・さし枠装備車、不表示車は使用しないこと
- ・過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと
- ・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと
- ・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある

13.　発生材の処理等

①　発生材の処理等は、次により適正に行う。

- 1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。
- 2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。
- 3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の「章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。
- 4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の「章一般共通事項「建設発生土の処理」による。
- 5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。
- 6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
- 7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書(様式3)、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。

②　アスベスト

- 1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。

既存の分析調査結果の貸与（　　あり　・ **なし**　）

- 2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 1.5.1及び関係法令により行うこと。

- ・事前調査は、次の者が行うこと。

（1）建築物・建築物石綿含有建材調査者（特定、一般）又はこれと同等の能力を有する者（※）

（2）作業者・下表のとおり

対象となる工作物	事前調査を実施することができる者（下記のいずれか）
・ 反応槽 ・ 焼却設備 ・ 加熱炉 ・ ボイラー及び压力容器 ・ 変電設備 ・ 配電設備 ・ 配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。）	・ 工作物石綿事前調査者
・ トンネルの天井板 ・ プラットホームの上家 ・ 遮音壁 ・ 観光用エレベーターの昇降路の囲い(建築物であるものを除く。)	・ 工作物石綿事前調査者 ・ 建築物石綿含有建材調査者（特定、一般） ・ これと同等の能力を有する者（※）
・ 上記以外の工作物（塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に限る。）	

※同等の能力を有する者とは、（一社）日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日までに登録されたものをいう。

- ・発注者の指示により、分析によるアスベスト調査を行う場合の費用については、監督員との協議による。
- その場合の分析方法は、JIS A 1481-1によること。
- ・結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。
- ・調査結果は3年間保存すること。
- ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。
- 3) 表示、掲示は次のとおり行うこと。
- ・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。
- ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。
- ・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。
- ・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。
- ③　建設リサイクル法通知済証の掲示
 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。
- ④　資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対応は、以下のとおり行うこと。
 - 1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業者が行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第9条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターのコプリス・プラスにより再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。
 - 2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業者が行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第8条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、コプリス・プラスにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。
 - 3) 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサインージュによる掲示も可）すること。
 - 4) 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。
 - 5) 受注者は、工事完了後速やかにコプリス・プラスにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。
 - 6) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。
 - 7) 受注者は、コプリス・プラスの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、パーজন材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。
- ⑤　受領書の交付
 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。
- ⑥　再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等
 受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に關して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であること適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。
- ⑦　建設発生土の運搬を行う者に対する通知
 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工事の際　がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

- ⑧　建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等
 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。
 また、その受領書の写しを工事完成後5年間保存しなければならない。
- ⑨　建設発生土の最終搬出先の記録・保存
 受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画書に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに搬出先の名称や所在地、搬出量等を記録した書面を作成し、保存すること。さらに、他の搬出先へ搬出されたときも同様である。
 ただし、以下の(1)～(3)に搬出された場合は、最終搬出先の確認は不要である。
 - (1)　国又は地方公共団体が管理する場所（当該管理者が受領書を交付するもの）
 - (2)　他の建設現場で利用する場合
 - (3)　ストックヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード

14.　材料・製品等

- ①　本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。
- ②　受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿によると」に記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備機材等評価名簿（最新版）」記載品を指すものとする。
- ③　県産木材の原則使用
 - 1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。
 - 2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。
 - (a)　徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材
 - (b)　(a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材
 - 3) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。
 - 4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証 証明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。
 - 5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難い場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。
- ④　製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月　1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

⑤　横仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。

⑥　県内産資材の原則使用

- 1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
- 2) 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。

県内産資材（次のいずれかに該当するもの） ・ 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品 ・ 徳島県内の工場で加工、製造された製品 （注） ・ 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品（二次製品）であれば県内産資材として取り扱う。 ・ 県内企業が県外に立地した工場（自社工場）で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。 ・ 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。

⑦　県内企業調達建材等の優先使用

受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等（以下、「県内企業調達建材等」という。）を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。

なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。

- ⑧　県内産再生碎石の原則使用
 受注者は、再生碎石を使用する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。）で製造された再生碎石を原則として使用しなければならない。

⑨　アスファルト舗装の材料

受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工事用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。

⑩　認定リサイクル製品の使用

受注者は、「徳島県リサイクル認定制度」に基づく徳島県認定リサイクル製品の使用を積極的に推進するものとする。
 徳島県認定リサイクル製品を使用した場合、受注者は工事完了までに「徳島県認定リサイクル製品等使用実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。

15.　化学物質を発散する建築材料等

本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の①から⑤を満たすものとする。

- ①　合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ②　保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ③　接着剤は、フタル酸ジ－n－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ④　塗料（塗り床を含む）は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ⑤　①、③及び④の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

16.　施工

- ①　設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標記記載の「疑義に対する協議等」による。
- ②　工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は當緯課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。
- ③　品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。
- ④　施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。
- ⑤　本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。
- ⑥　設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。
- ⑦　試験等によらなければ確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。

17.　建設機械等

- ①　排出ガス対策型建設機械
 受注者は、工事の施工にあたり次表に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策

Ⅲ. 建築工事特記仕様書
1章 一般共通事項

1. 施工条件
施工条件は次による。
- ① 工程については、施設管理者と協議の上決定すること。
 - ② 施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施工できない。また、休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。
 - ③ その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。

2. 重要備品等
工事に影響のある範囲内の重要備品等 （ 有 ・ 無 ）
- 備品等名称 ：
- 保管場所 ：
- 注意事項 ：

3. 施工調査
調査期間
- 本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。

4. 交通誘導警備員
交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に 20 日間配置すること。
- ① 本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が（ 義務付けられている ・ 義務付けられていない ）
 - ② 警備員は、延 20 人（昼 20 人、夜 0 人：うち検定合格警備員 20 人）を見込んでいる。
 - ③ 警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。
 - ④ 配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。
 - ⑤ 受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者（当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）も同様の義務を負う旨を定めなければならない。
- ⑥ 受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。

5. 産業廃棄物の処理
発生材の処理等は、標仕により適切に処理する。
- 産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。

種類	処分許可業者の会社名 （処分区分）	優良	所在地 処分地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜、円)	単位
コンクリート （無筋）	(有)久保衛生 （中間処分）		三好郡東みよし町加茂6001-1 三好郡東みよし町加茂5999-1	9.4	6,000	m3
コンクリート （有筋）	(有)久保衛生 （中間処分）		三好郡東みよし町加茂6001-1 三好郡東みよし町加茂5999-1	9.4	6,000	m3
廃プラ	(有)久保衛生		三好郡東みよし町加茂6001-1 三好郡東みよし町加茂5999-1	9.4	10,000	m3

（注）表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者であることを示す。

- ・ 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。
- ・ 上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者（以下、「優良産廃処分業者」という。）に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。
- ・ コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。
- ・ 木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。

6. 建設発生土の処理
建設発生土の処理については、「 ○ 章 土工事」に記載している。なお、場外抛出が指定されている場合において、指定された処分場以外で処分する場合は監督員の承諾を得ること。なお、増額変更の対象とはしない。

7. 他工事との取り合い
図面に記載されていない他工事との工事区分は別表「工事区分表（参考）」による。

2章 仮設工事

1. 敷地の状況確認
着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差、地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況を確認し、監督員に報告すること。

2. ベンチマーク
設計GLの設定は、BM（ ）を±0とし、NGLはBM±（ ）mmとする。ただし、監督員の指示により決定する。

3. 足場等
- ① 仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準（以下「規格等」という。）に適合するものを使用すること。
 - 1) 労働安全衛生法に基づく構造規格
 - 2) （一社）仮設工業会の認定基準また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく（一社）仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるものの使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。
 - ② 労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等（組立から解体までの期間が 60日未満を除く）の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。

届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。
届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。
 - ③ 労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。
 - ④ A型バリケード(図示の通り)

4. 監督員事務所
- ① 監督員事務所は（ 設ける （面積 m2程度） ・ 設けない ）
 - ② 監督員事務所を設置する場合、備品は次のものを設置すること。
 - 1) 机、椅子、書棚、製図版、掛時計、温度計、湿度計
 - 2) ゴム長靴、雨がつば、保護帽、懐中電灯、安全帯
 - 3) 請負加入電話の子機
 - 4) 衣類ロッカー、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具
 - 5) フாகシミリ他

5. 工事用水、電力等
- ① 既存電力利用（ 出来る ・ 出来ない ）、電力料金（ 有償 ・ 無償 ）ただし、施設管理者と協議すること。
 - ② 既存用水利用（ 出来る ・ 出来ない ）、用水料金（ 有償 ・ 無償 ）ただし、施設管理者と協議すること。

6. 工事車両用駐車場資材置場・現場事務所用地等
- ① 同用地は、（ 敷地の中に ・ 用意していないので業者にて ）設けること。ただし、施設管理者と協議すること。
 - ② 借地借家料 円

3章 土工事

1. 建設発生土の処理
- ① 場内敷き均しとする。
- ② 場外搬出適正処分とする。
- 民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によることとし、建設発生土の発生場所ごとに、かつ4,000m³までごとに1回採取して、土壌検査を行うこととする。その他、「特定事業の許可に係る土壌検査及び水質検査の実施における留意点」による。

ただし、建設発生土の公共工事間の利用を行う場合で、担当者相互の同意が取れた場合には、分析の必要はない。

- ③ 土壌検査を行った結果、条例の基準に適合しない場合には、監督員と協議すること。
- ④ 場外搬出の場合の処理は次のとおりとする。
- 1) 最終処分場の指定
- ・ 排出土 : 砂質土
 - ・ 会社名 : (株)くーだ
 - ・ 所在地 : 三好市池田町佐野西沼谷789番地ほか5筆
 - ・ 処分単価 : 1m3当たり 1,500円(税抜き)
 - ・ 運搬距離 : 14.5kmを見込んでいる。
 - ・ 運搬経路 : 三好市市道御幸線→国道32号線→国道192号線
- なお、監督員との協議により処分先を変更する場合も、原則として特定事業場での処分とする。

4章 地業工事

1. 砂利・砂・割り石及び捨コンクリート地業等

- ② 砂利及び砂地業
・砂利は、(切込砂利 ・ クラッシュラン ・ 再生クラッシュラン)とする。

種別	使用部位	厚さ	粒度範囲
切込砂利			
クラッシュラン			
再生クラッシュラン	側溝 地先境界ブロックA	100	RC-40

- ・締固めは、ランマー3回突き、振動コンクリータ2回締め又は振動ローラー締めとする。締固めによる凹凸は目づまり砂利で上均しをする。
- ・厚さが300mmを超える場合は、300mmごとに締固めを行う。
- ③ 締め固め機械の選定に当たっては、地質の状況を検査し監督員の承諾を得ること。
- ④ 捨コンクリートは、無筋コンクリート(スラン715cm、設計基準強度18N/mm²)とし、厚さはmmとする。
- ⑤ 床下防湿層は、ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上、重ね合わせ及び基礎際際のみみみは250mm、断熱材のある場合のみみみは400mm以上とする。
- ⑥ 床防湿層の位置は、土間スラフ又は土間コンクリートの直下とする。ただし、断熱材がある場合は、断熱材の直下とする。

5章 排水工事

- ① 側塊の形状:U形側溝(JIS型)U-180(ゴム蓋) U-450(コンクリート蓋)

6章 舗装工事

- 1 グラウンド・コート舗装
- ① 使用材料
- 使用材料は事前に承認願を提出し、承認を得ること。
- a. 耐水性団粒化材(サンエコマックス社、エコマックス同等品以上)
- b. 篩真砂土(5mmアンダー)
- ② 施工
- 既存表土を流用する為、現場組立プラントにて篩作業を行うものとする。
- 篩い分けた原発土と補足材(篩真砂土)、改良材を現場にてプラント混合にて均一に混合し新設表土に利用するものとする。

- ### ③ 施工管理

出来形の合格判定値					
工種		項目	頻度	個々の合格判定値	全部の測定値の平均
					3,000㎡以上
基礎工		高さ	500㎡に1箇所	±40mm以内	—
表層工	施工厚 10cm未満	高さ 厚さ	500㎡に1箇所	±20mm以内 －9mm以上	－3mm 以上

(公財)日本スポーツ協会編『屋外スポーツ施設の建設指針』(令和5年度改訂版)より抜粋

品質管理項目

工種	試験項目	試験方法	試験基準	摘要
表層工	硬度試験	プロクターニードル	多目的運動場及び校庭 1,000mlに1回40～100(Lb)	

(公財)日本スポーツ協会編 『屋外スポーツ施設の建設指針』(令和5年度改訂版)より抜粋

- 13 付帯施設

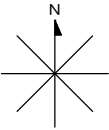
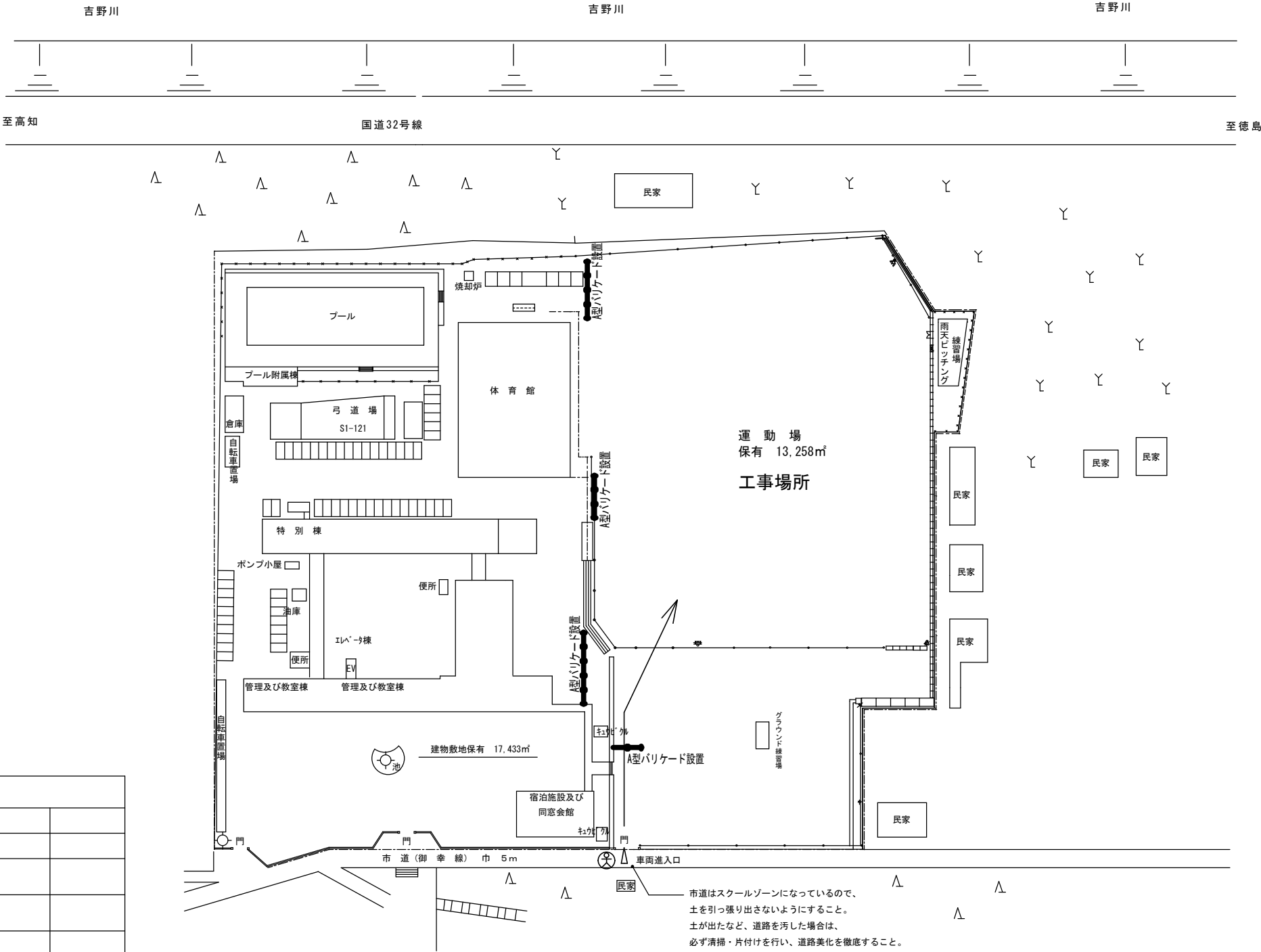
- ① 使用材料
野球ベースプレート、各競技ポイントマーク：使用材料は事前に承認願を提出し、監督員の承認を得ること。

- ② 設置工
各競技の基準、コート寸法にならい設置する。



付近見取図

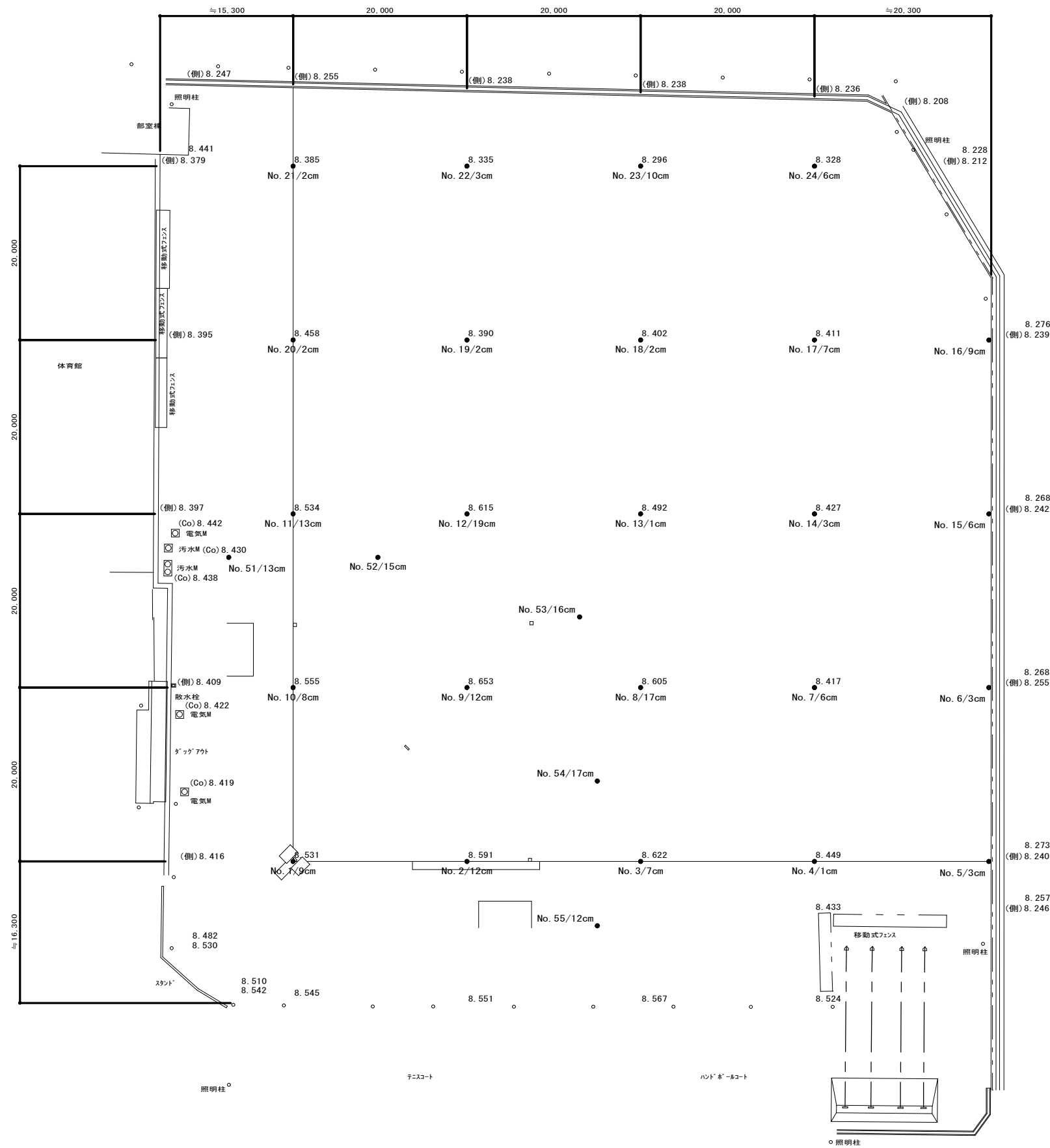
改修工事 概略工程表（参考）・・・（注意）学校行事により施工時の調整が必要になる																								
No	工 事 概 要	1 カ 月			2 カ 月			3 カ 月			4 カ 月													
		10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30											
	準備・工事関係書類・現地調査	■																						
	クレイ舗装工（内野）				■			■																
	クレイ舗装工（外野）							■			■													
	排水工事（U形側溝180）				■			■																
	排水工事（U形側溝450撤去・新設）				■			■																
	路側工（地先A）				■			■																
	材 料 製 作	■			■																			
	グラウンド閉鎖期間				■			■			■													
	検査、手直し（社内・竣工）										■			■										



配置図 S=1/1000

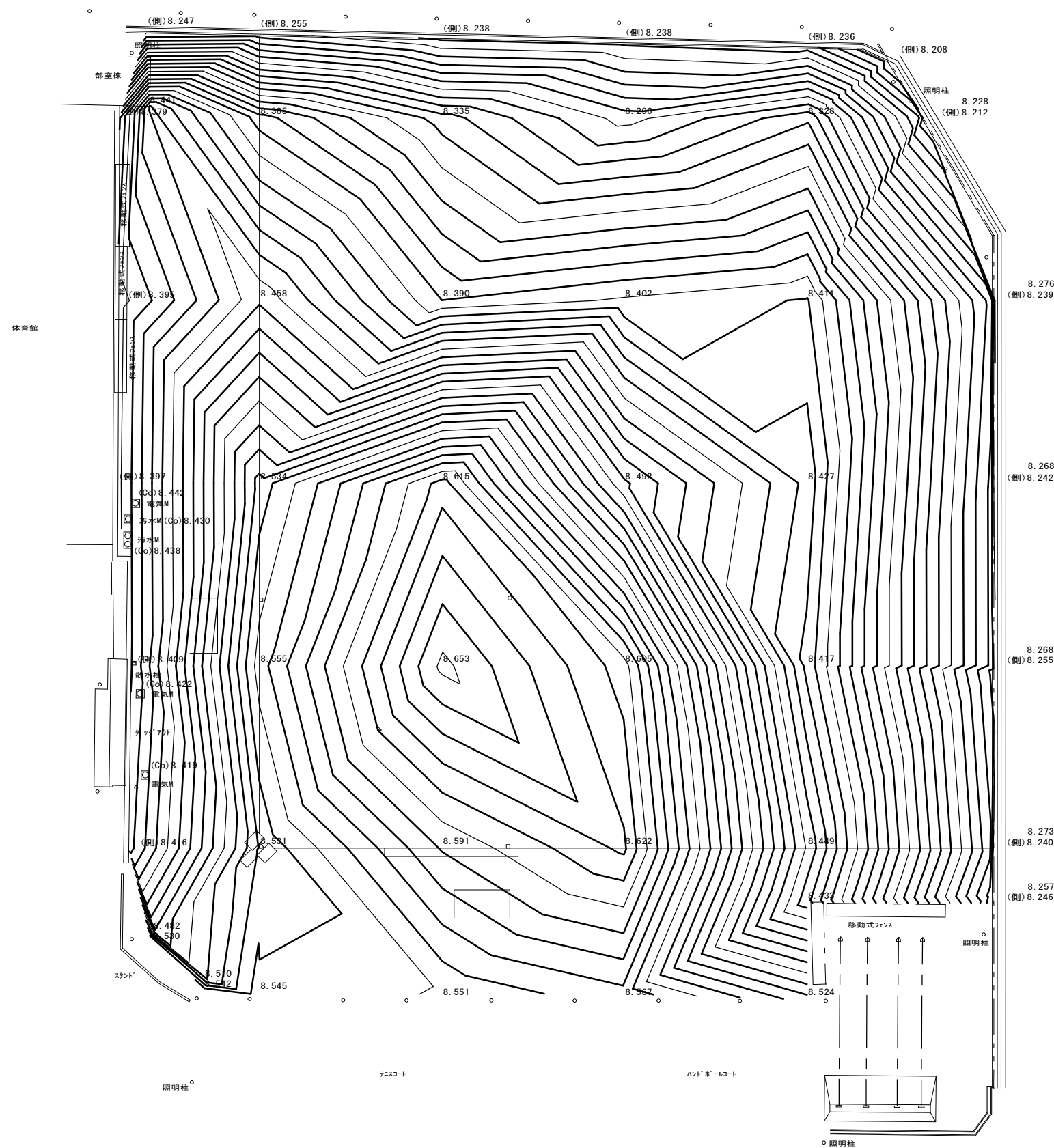
交通誘導員（工事車両進入退場時）

◎受注者は、工事の施工箇所及び周辺にある地上地下の既設構造物について、工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い「支障物件確認書」を監督員の確認を受けてから、工事着手すること。
◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。
◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担で補修又は補償すること。



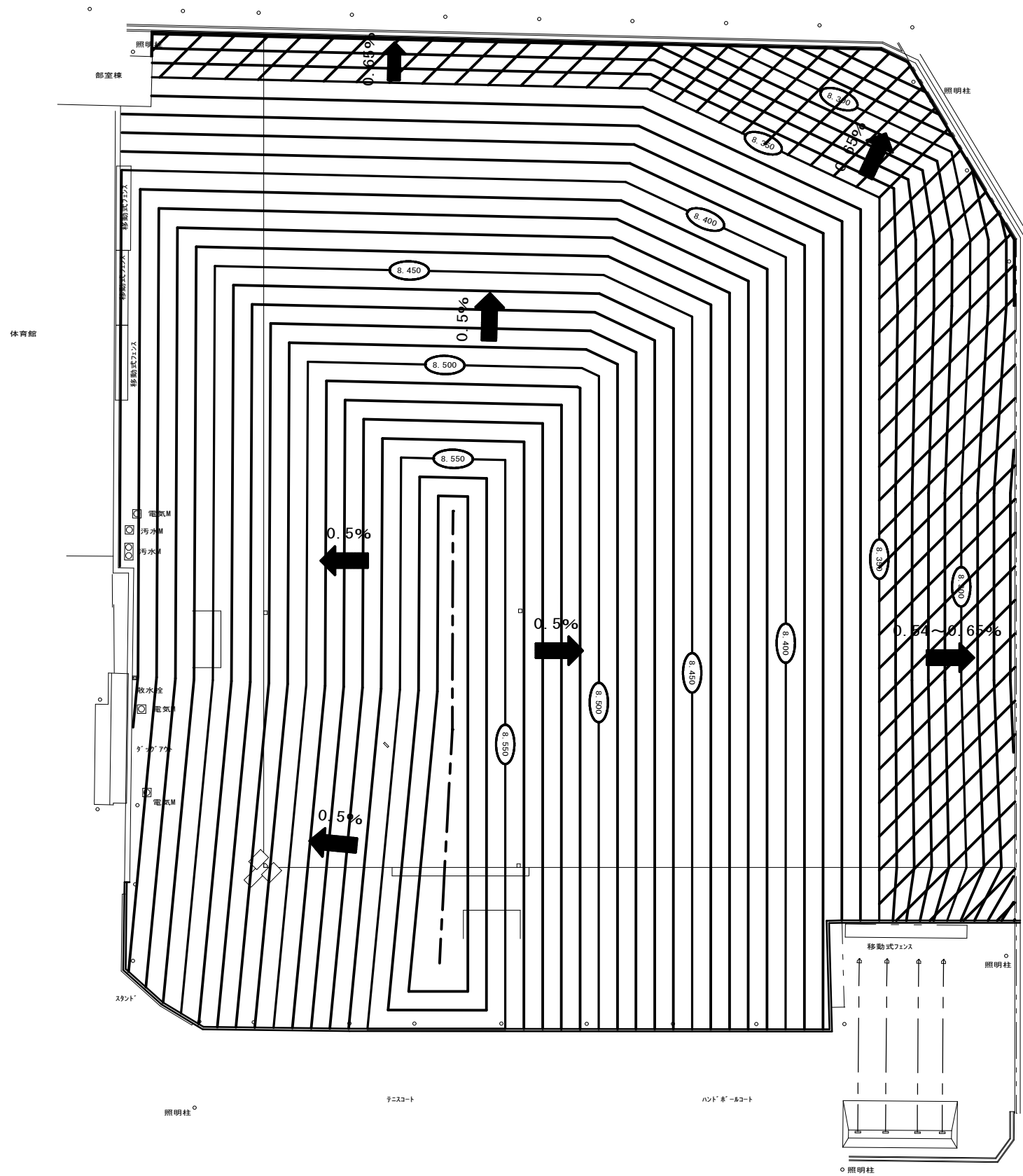
凡 例
(側) → 側溝 (Co) → コンクリート
上記以外は全て土の高さとする。
● → 試掘位置及び表層厚さを示す。

現況高平面図 S=1/400 (A2)



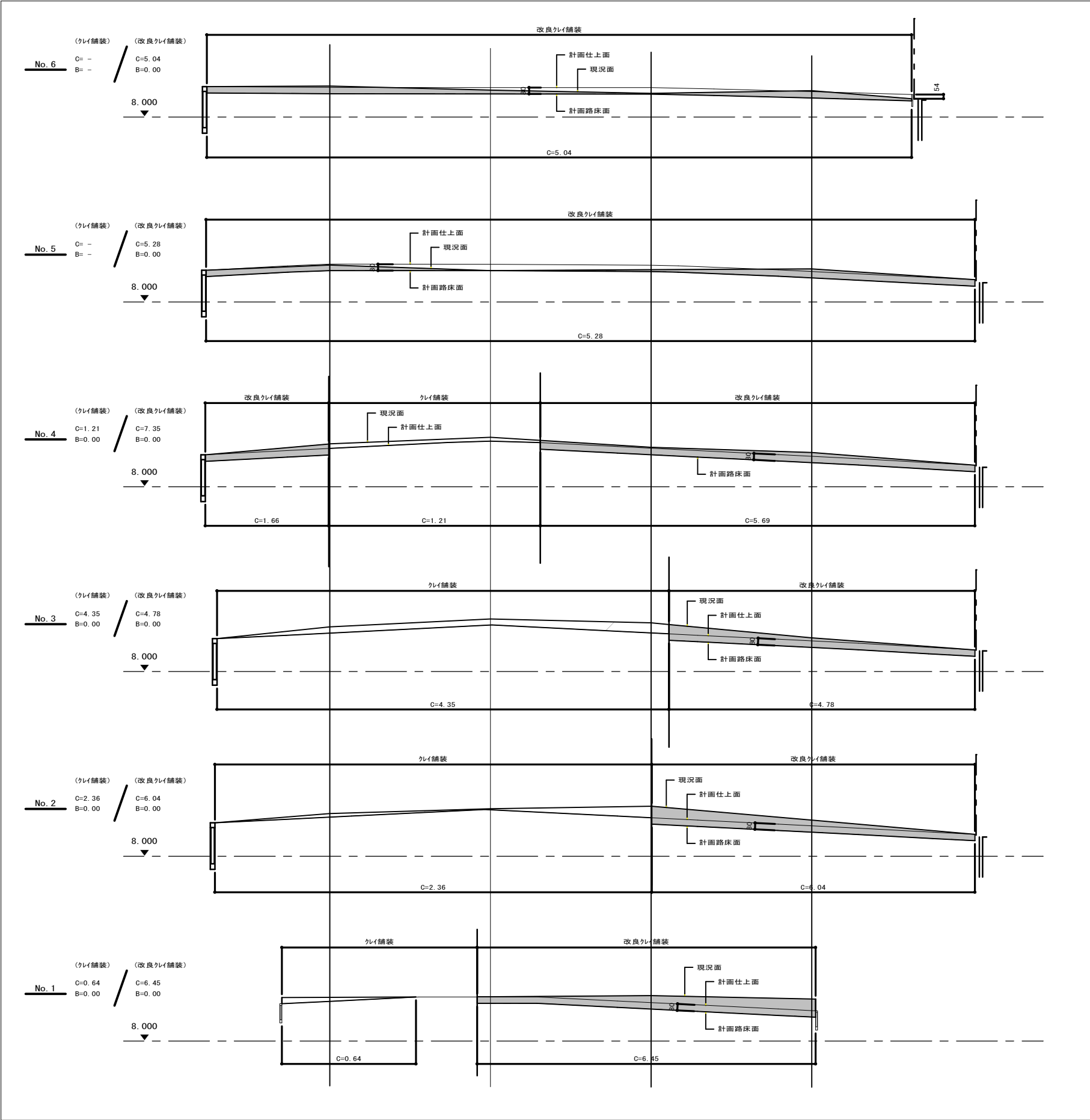
現況平面図(コタ入り)	S=1/400 (A2)
-------------	--------------

		工事名 R 8池田高等学校 グラウンド改修工事（企育）	図面番号 A-03	鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙888-3 管理建築士1級198828号 鎌倉和敏
	設計 R7.9	竣工 図面名 現況平面図(コタ入り)	縮尺 1/400	

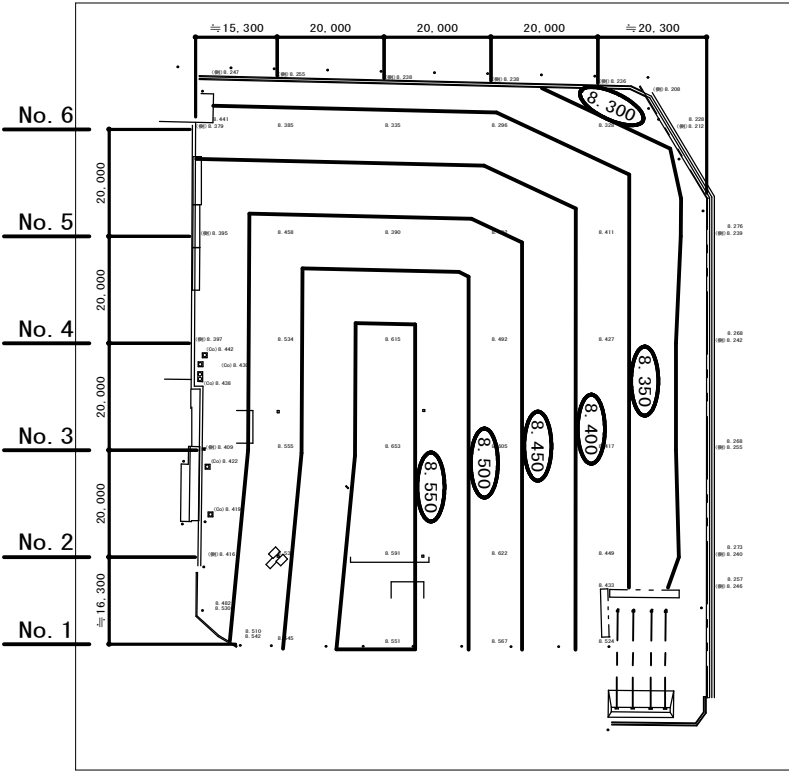


造成平面図 S=1/400 (A2)

徳島県教育委員会施設整備課 設計 R7.9 竣工			工事名 R 8 池田高等学校 グラウンド改修工事（企育）	図面番号 A-04	鎌倉建築設計事務所 徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙888-3 管理建築士1級198828号 鎌倉和敏
			図面名 造成平面図	縮尺 1/400	



横断面図 S=タテ1/40, ヨコ1/400 (A2)



土工計算書(クレイ舗装)								
測点	単距離	追加距離	C (切土)			B (盛土)		
			断面	平均断面	土量	断面	平均断面	土量
No.	m	m	m2	m2	m3	m2	m2	m3
1	0.000	—	0.640	—	—	0.000	—	—
2	20.000	20.000	2.360	1.500	30.000	0.000	0.000	0.000
3	20.000	40.000	4.350	3.355	67.100	0.000	0.000	0.000
4	20.000	60.000	1.210	2.780	55.600	0.000	0.000	0.000
5	20.000	80.000	0.000	0.605	12.100	0.000	0.000	0.000
6	20.000	100.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
6+8.32	8.320	108.320	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
			計		164.800	計		0.000

【土量計算による過不足】
164.80m3－0.00m3＝164.80m3 (処分土量)

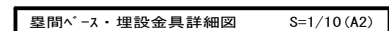
【改修内容による過不足及び舗装厚】
164.80m3÷2.904.2m2(改修面積)＝0.0567 → 平均56mm鋤取り

土工計算書(改良クレイ舗装)								
測点	単距離	追加距離	C (切土)			B (盛土)		
			断面	平均断面	土量	断面	平均断面	土量
No.	m	m	m2	m2	m3	m2	m2	m3
1	0.000	—	6.450	—	—	0.000	—	—
2	20.000	20.000	6.040	6.245	124.900	0.000	0.000	0.000
3	20.000	40.000	4.780	5.410	108.200	0.000	0.000	0.000
4	20.000	60.000	7.350	6.065	121.300	0.000	0.000	0.000
5	20.000	80.000	5.280	6.315	126.300	0.000	0.000	0.000
6	20.000	100.000	5.040	5.160	103.200	0.000	0.000	0.000
6+8.32	8.320	108.320	0.000	2.520	20.966	0.000	0.000	0.000
			計		604.866	計		0.000

【土量計算による過不足】
604.866m3－0.00m3＝604.866m3 (集積土量)

【改修内容による過不足及び舗装厚】
6.726.0m2(改修面積)×0.08(想定舗装厚)×1.4×80%＝602.649m3 (必要土)
6.726.0m2(改修面積)×0.08(想定舗装厚)×1.4×20%＝150.662m3 (必要団粒化材) } 計. 753.311m3
164.80m3(クレイ舗装処分土量)+604.866m3－753.311m3＝16.355m2 (最終処分土量)

604.866m3÷6.726.0m2(改修面積)＝0.0899 → 平均90mm鋤取り集積



鎌倉建築設計事務所
徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙888-3
管理建築士1級198828号 鎌倉和敏